

# 確定申告で知得ポイント

いよいよ2017年分の確定申告が始まりました。今回の確定申告では、医療費控除の特例や医療費控除の方針の変更があります。おおまかにお知らせします。税務相談会を利用しましょう。

## 8万8千円を上限に

### 医療費控除の特例に注意

【税金対策部発】医療費控除の特例は、医師の処方箋なしに買った薬を対象にした制度で2017年から2019年の3年間だけ導入された制度です。薬は、医師の処方箋がないと出せなかった成分を売薬に転用したものをいいます。この薬の名称を「OTCスイッ

### 申請方法は選択に 新方式には不便さあり

医療費控除の申請方法が変わります。どのように変わっていったのでしょうか。医療費控除の申請方法の変更は、2017年から2019年まで2つの方法のいずれか一方を選択して行うことになりました。新たな方法は、各世帯に年数回に分けて送られている

「医療費通知」を使用し世帯が負担した医療費金額を計算し医療費控除を行なうというものです。旧方式と新方式を併用することはできませんので注意が必要です。

④健康診査、⑤がん検診のいずれか1つを確定申告者本人、又は確定申告者と生計を一にする配偶者、もしくは親族が実施していることが条件です。そして、①から⑤を行なったことが分かる結果表や領収書の添付が必要です。

「12月分を含む医療費通知」は、確定申告期限の3月15日以降、東京土建国民健康保険組合なら5月に送られます。つまり、2017年分の確定申告書で医療費控除の計算に「医療費通知」を使った場合、医療費控除の計算ができず納税することになります。税金の還付請求は、3月15日以降でも税務署にできます。しかし、税金を多く納めさせられ

確定申告と還付申告の2回も申告させられ、確定申告者に大変な不便を押し付けることになりました。こうした点を踏まえ、医療費控除を行う場合、旧方式の領収書を使って行なうことをお奨めします。

### 税額決定は自分で

#### マイナンバー不記載も可

本年は、東京土建国民健康加入者の所得調査が7～8月ごろに実施されます。所得が少なく納税額が無い仲間も納税金額ゼロで確定申告をしてください。確定申告は税務調査の対策の第一歩です。自主記帳、自主計算、自主申告を原則に、税額は自らが決定します。

### お風呂控除

- 1 寝たきりの状態で、治療上おむつの使用が必要な人については、おむつ代が医療費控除の対象となります。
- 2 確定申告では、「領収書」と医師の発行した「おむつ使用証明書」が必要になります。
- 3 おむつ代について医療費控除を受けるのが2年目以降の方は、一定の条件に該当する場合に保険者が発行する「主治医意見書内容確認書」を医師の発行する証明書に代えることができます。

## 財政再建できるのか 減税で空洞化する法人税

国の借金はすでに1千兆円以上。国内総生産（GDP）が5百数十兆円なので、その倍近い借金を抱えている計算になります。税制改正にはこの赤字財政の再建に向けた視点が不可欠ですが、安倍政権はこれを放棄。基礎的財政収支（公債費を除いた収入と支出とバランス）を2020年度に黒字化する目標を今年9月、早々と断念しました。

黒字化先送りの直接の理由は、赤字解消に使うはずだった消費税増税分の「教育無償化」への転用ですが、法人税空洞化こそが財政赤字の拡大の根本にあります。

政府は、減税分が賃上げに回ると説明していますが、この30年間、法人税減税を続けただけにもかかわらず、労働者の賃金は増えず、GDPも横ばいです。それでも法人税減税を拡大していく。「失われた10年間」の年数がさらに増えていくことにならないのか心配です。



多摩西部支部での確定申告相談会

### 税務調査

## 事前通知なしは違反 納税者には2回伝えること

【税金対策部発】国税通則法は、2013年の改正で税務調査の際に調査対象者に「11の事項を事前に通知すること」を定め、2015年の改正で実地調査に際し、税務署から納税者に対して、一定の事項の通知（調査通知）があった場合、調査通知以後の修正申告又は期限後申告の提出に対して加算税が課される

「調査である旨」、又は用紙の下段に「この調査文書の来寄依頼は、表記の税務署長です」との記載があります。お尋ね文書は、本文に「調査である旨」の記載が無く、用紙の下段に「この行政文書の依頼は、表記の税務署長です」との記載があります。呼び出し調査については一定の強制力がありますが、お尋ね文書には強制力もなく、応えなかったこともって不利な扱いをしてはいけません。しかし、多くの納税者はこの違いを知らずにお尋ね文書

### お尋ね文書の 違いに注意を

税務署からは、様々な文書が納税者に送られています。呼び出し調査は、文書の本

## 税務署が怪文書投函 免税事業者に消費税申告を

都内の税務署では、確定申告を行なっている複数の組合員や民商会員に、課税事業者で消費税の確定申告をする必要があるかの文書を、組合員宅に訪問し投函した事案が昨年におこりました。

### 事業区分は 実態優先で

昨年の消費税の実地調査で、とび職の事業所の消費税

にも応えている実態があり、違いを理解し、もし税務署から文書が送られたら組合員に相談しましょう。

の簡易課税における事業区分を3種から4種に修正せられ追徴課税された事案がありました。東京土建は、7月と11月の国税庁交渉、12月の国税局交渉での問題を取り上げ、「とび」職にも様々な請負形態があり一律に区分を4種とすることは乱暴だとして改善を求めました。庁と局とも、文書訂正の具体的な明言は避けましたが、「実態に合わせて区分は決まる」との回答を引き出しました。実地調査の現場では、庁と局の回答を示して丁寧な対応を求めています。